

## 4 衛生費

### 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.138

#### 20 健康づくりに要する経費 1,149,000円(1,343,000円)

[国・県 233,000円 その他 45,000円 一財 871,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 233,000円]

[諸収入：講座参加個人負担金 300円×150人=45,000円]

#### ○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

#### ○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。H25年度は、H24年度に引き続き、糖尿病予防教室の充実を図ると共に、若い男性の生活習慣病予防に着目した男性の健康塾を実施していく。

取手市の現状として、血糖高値者（HbA1c：5.5から6.1未満(要注意者)及び6.1以上(治療・対策必要者)）が多いため、H24年度からハイリスクアプローチとしての糖尿病予防教室を開催し、H25年度も血糖高値者の対象者を更に広げて(H24：HbA1c7.5以上者⇒H25：7.0以上者)個別アプローチ(訪問・面接等)及び糖尿病予防教室(医師・栄養士による講義)を充実していく。

また、藤代保健センター及び各公民館等での保健師による健康相談を実施し、生活習慣の改善や疾病予防に努める。

健康づくり推進事業委託料	800,000円
健康教室・健康相談 報償費、消耗品費	317,000円
血圧計修繕料	32,000円

[担当：保健センター] P.138

#### 2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 25,863,000円(36,753,000円)

[その他 8,810,000円 一財 17,053,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金(守谷市) 5,695,251円]

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金(利根町) 2,115,000円]

[諸収入：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費交付金(つくばみらい市) 1,000,000円]

#### ○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間を含めた第一次救急医療に対する医療の確保を図る。

#### ○ 内容

取手市、守谷市及び利根町により、取手・北相馬休日夜間緊急診療所の運営を社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間

に診療所を開設し、第一次医療体制の構築を図る。

平成 24 年 7 月、財団法人取手市医師会より、医師等の給与の増額に係る要望書が提出された。事業運営に関して、昭和 58 年の診療所開設当初と現状との比較検討の結果、平日の夜間の患者数は 0 人から数人程度であり、事業を開始した昭和 58 年頃と比較し、医療機関の開設状況も変化している現状を相互認識のもと、取手市、守谷市、利根町の首長と社団法人取手市医師会とが協議を重ね、業務委託内容の見直を図った。その結果、平成 25 年度から、平日の夜間は診療所を開設せず、土曜日の午後 5 時から翌午前 9 時まで並びに日曜日や祝日、年末年始の午前 9 時から翌午前 9 時までに限り、診療所を開設することとなった。なお、診療所の円滑なる運営を担保するため、取手市医師会からの要望である医師等の給与の増額を図る予算措置を講じた。

診療所開設の業務委託の経費として、守谷市、利根町からは均等割に加えて、患者数の割合による負担金とつくばみらい市から 100 万円の交付金を充当する。

委託料 25,862,854 円

[担当：保健センター] P.138

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 35,111,000 円 (35,260,000 円)

[その他 20,271,000 円 一財 14,840,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金（常総市）4,611,877 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金（守谷市）7,409,558 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金（つくばみらい市）5,219,792 円]

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金（利根町）3,030,026 円]

○ 目的

病院・医院が休診となる日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者（手術・入院を要する患者）の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

地域の病院・医院などの医療機関が休診となる日曜日や祝日の午前 8 時から午後 6 時までの日中及び午後 6 時から翌午前 8 時までの全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JA とりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で救急医療業務を実施し、更には、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳児や幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を 4 市 1 町が補助する。

参加市町：取手市 常総市 守谷市 つくばみらい市 利根町

常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,828,000 円

小児救急医療輪番制運営負担金 3,282,726 円

[担当：保健センター] P.138

2601 老人保健施設建設補助金 8,743,000 円 (8,747,000 円)

[一財 8,743,000 円]

○ 目的

超高齢社会に対応する施設建設を推進し、保健、福祉及び医療の充実を図る。

○ 内容

介護を必要とする高齢者の家庭や社会への復帰を目的とし、入所、短期入所療養介護（ショートステイ）及び通所リハビリテーション（デイケア）により、人が有する機能の回復や維持のための介護サービスを行っている緑寿荘への建設資金を補助する。

平成3年度から平成29年度まで、老人保健施設建設補助金（元本及び利子）の債務負担行為を行っている。

補助金 8,742,450 円

**1 保健衛生費 2 予防費**

[担当：保健センター] P.139

2001 予防接種に要する経費 218,897,000 円（188,467,000 円）

[一財 218,897,000 円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民（国民）の免疫水準を維持する為に、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種（一類疾病、二類疾病）及び予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

【定期予防接種】

（一類疾病）ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核  
子宮頸がん予防・ヒブ・肺炎球菌（小児）

（二類疾病）インフルエンザ（高齢者）

【任意予防接種】

おたふくかぜ・水痘・インフルエンザ（小児）・肺炎球菌（高齢者）

需用費 10,753,000 円

消耗品費（シール・白用紙等）	176,000 円
印刷製本費（予診票）	758,000 円
医薬材料費（薬液等）	9,819,000 円

役務費 727,000 円

通信運搬費	508,000 円
賠償保険料	219,000 円

委託料 207,132,000 円

予防接種委託料	207,132,000 円
---------	---------------

扶助費 285,000 円

任意予防接種助成費	42,000 円
定期予防接種助成費	243,000 円

予防接種ワクチンの種類

(単位：人)

区分	予防接種ワクチンの種類		人数	助 成
定期 予防接種	BCG (結核)		800	全 額
	三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)		1,178	全 額
	日本脳炎		4,504	全 額
	二種混合 (ジフテリア・破傷風)		760	全 額
	麻しん風しん (MR)		1,479	全 額
	麻しん		4	全 額
	風しん		4	全 額
	ポリオ		1,033	全 額
	四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)		1,920	全 額
	子宮頸がん予防	平成 25 年度から 定期予防接種に移行見込み	1,247	全 額
	ヒブ		2,038	全 額
	肺炎球菌 (小児)		2,438	全 額
	インフルエンザ (高齢者)		一般	13,000
減免者			140	一 部
任意 予防接種	インフルエンザ (小児)		11,748	一 部
	おたふくかぜ		800	一 部
	水痘		800	一 部
	肺炎球菌 (高齢者)		3,582	一 部

【新規対応】

① 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン一部助成事業

新規に、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの接種を任意の予防接種として予算措置し、接種機会を確保する。

肺炎の原因菌とされる肺炎球菌は、高齢者が罹患すると重篤になるとされており、このワクチンを接種することにより、肺炎球菌による感染症の予防と罹患した場合においても抗生物質治療を向上させる効果がある。

<取手市助成事業内容>

対象年齢:75 歳以上

助成回数:一生涯に 1 回

助成金額:2,000 円

予算額 :7,162,200 円

予算根拠:既に個人的に接種をしている市民は、5 年間の間隔を空けないと再接種できない決まりとなっていること (再接種の際は、副反応が強く出ることがあるため、5 年間の間隔を空ける用法となっている) に加え、他市 (水戸市 日立市 牛久市 那珂市 龍ヶ崎市) などの状況を参考に、接種見込みは対象人口の 30%を見込み積算した。

年 齢	人口 (人)	予算積算
① 75 歳～79 歳	5,271	$5,271 \times 30\% \times 2,000 = 3,162,600$
② 80 歳～84 歳	3,174	$3,174 \times 30\% \times 2,000 = 1,904,400$
③ 85 歳～89 歳	1,803	$1,803 \times 30\% \times 2,000 = 1,081,800$
④ 90 歳～94 歳	812	$812 \times 30\% \times 2,000 = 487,200$
⑤ 95 歳～99 歳	234	$234 \times 30\% \times 2,000 = 140,400$
⑥ 100 歳～	30	$30 \times 30\% \times 2,000 = 18,000$
⑦ 障害者	613	$613 \times 30\% \times 2,000 = 367,800$
	11,937	合計金額 7,162,200 円

(平成 24 年 10 月 1 日現在の人口より)

② 子宮頸がん予防、ヒブ、肺炎球菌 (小児)

平成 25 年度から子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌予防接種は、定期予防接種化される見込みである。

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.140

20 乳幼児健診に要する経費 6,660,000 円 (8,435,000 円)

[国・県 262,000 円 一財 6,398,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子育て支援交付金 262,000 円]

○ 目的

家庭訪問、健康診査により、生後早期からの子育て環境の確認と児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認、評価し、適切な指導を行うことにより、疾病などの早期発見及び早期対応を図り、育児支援、健康増進の援助・助言の場とする。

○ 内容

(1) 家庭訪問

・生後 4 か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

平成 20 年 1 月 1 日から関係要綱により、生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、安心して子育てができるように支援している。第 1 子と 2,500g 未満の低出生体重児は保健師が訪問し、第 2 子以降に関しては、保育士が訪問する。

・里帰り出産など、市民以外の産婦からの依頼にも訪問する。

・虐待ケースや要支援ケースは、保健師が訪問し子育て支援課や児童相談所等の関係機関と連携して対応する。

(2) 健康診査

4 か月児、1 歳 6 か月児及び 3 歳児を対象に健康診査を実施する。これまで 3 健診とも 3 会場 (保健センター、藤代保健センター、福社会館) で実施して来たが、平成 25 年度から、4 か月児健診は、対象者の減少により、両保健センター 2 会場で実施する。福社会館は耐震工事が予定されているため、両保健センターの 2 会場とする。

健康診査の内容は以下のとおり

・4 か月児健康診査：身体計測、診察 (内科)、離乳食試食、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

- ・1歳6か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導
  - ・3歳児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び視能訓練士による視力検査、尿検査
- 健康診査医師報酬 (取手市医師会会員 19 医療機関に依頼)
- @21,000 円×3 回×12 月×2 健診= 1,512,000 円  
(1歳6か月児健診・3歳児健診)
- @21,000 円×2 回×12 月×1 健診= 504,000 円  
(4か月児健診)
- 歯科医師報酬 (取手市歯科医師会会員 38 医療機関に依頼)
- @21,000 円×3 回×12 月×2 健診= 1,512,000 円
- 報償費 (心理発達相談員・視能訓練士・歯科衛生士) 2,304,000 円
- 研修旅費 7,000 円
- 需用費 (検査用紙・パンフレット等) 433,000 円
- 体重計定期検査手数料 23,000 円
- 3歳児尿検査委託料 46,000 円
- 訪問用公用車リース料 318,000 円
- 母子栄養強化食品扶助費 1,000 円

[担当:保健センター] P.142

21 母子保健に要する経費 73,843,000 円 (75,836,000 円)

[国・県 1,169,000 円 その他 969,000 円 一財 71,705,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補:未熟児養育医療負担金 1,169,000 円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300 円×100 人=30,000 円]

[負担金:未熟児養育医療保護者負担金 559,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 380,000 円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理と児の健全な成長発達及び保護者への教育や育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1)プレママ教室・プレパパ教室

妊娠5・6か月の妊婦、又はその配偶者を対象とした妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

教室名	回数	場所
プレママ教室	3回コース×5回	保健センター・藤代保健センター
プレパパ教室	5回	保健センター・藤代保健センター

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土日に開催している。

(2) 妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に、相談、支援、指導を行い、母子の健やかな経過を支援する。

・乳児健康診査

乳児期に第1回(3~6か月の間)第2回(9~11か月の間)の2回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認する。

(3) 親子教室

取手保健センターで2回、藤代保健センターで1回、8月を除く毎月実施している。

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、発達の遅れや偏りが心配される児や子どもの発達に対し、不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、各課専門スタッフがかかわり、より良い対応やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時には、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

(4) 母子健康教育(親子歯みがき教室)

年度内2回(夏休みと冬休みの期間)、両保健センターにおいて予約制で実施している。

2歳から就学前までの幼児を対象に健康教育(歯みがき指導、フッ素塗布等)を行い、歯の衛生に積極的に取り組むきっかけづくりとする。

(5) すくすく教室

両保健センターで毎月開催し、9か月児の成長、発達の確認や離乳食の進め方及び育児の支援をしていく。

(6) 親支援グループミーティング

家庭訪問や乳幼児健康診査で把握した育児不安や虐待の心配が予測される母親に対して、月1回程度のミーティングを開催する。グループミーティングの手法を用いて、自己を見つめ直し、育児不安や虐待リスクの軽減を図る。

(7) 未熟児養育医療(母子保健法第20条根拠、平成25年度権限移譲)

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

給付は指定医療機関における入院中の医療とし、医療保険給付後の自己負担額をいったん養育医療で公費負担した後、市が養育医療に要する経費のうち、徴収基準額表に基づき算定した負担金を保護者から徴収する。

未熟児養育医療については国庫負担(補助)金の交付対象となっており、養育医療給付事業負担金のうち国が1/2、県と市が1/4ずつ負担する。

報酬 医師・歯科医師 @21,000円×17回= 357,000円

報償費(心理発達相談員・心理士・歯科衛生士等) 1,160,000円

需用費(テキスト・パンフレット等) 1,022,000円

妊婦・乳児健康診査委託審査支払手数料 (@87×9,630人) 838,000円

未熟児養育医療審査支払手数料 3,000円

(社会保険診療報酬支払基金@114.2×17件、国民健康保険団体連合会@95×8件)

妊婦健康診査委託料 60,381,000円

乳児健康診査委託料 6,153,000円

扶助費:医療機関妊婦健康診査費 1,729,000円

扶助費:医療機関乳児健康診査費	81,000 円
扶助費:医療機関未熟児養育医療費	2,119,000 円

## 1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当:保健センター] P.144

20 生活習慣病対策検診に要する経費 59,702,000 円 (63,237,000 円)

[国・県 12,820,000 円 その他 256,000 円 一財 46,626,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:がん検診推進事業費補助金 5,951,000 円]

[県補:健康増進事業費補助金 6,869,000 円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300 円×20 人=6,000 円]

[諸収入:検診費用自己負担金 1,000 円×250 人=250,000 円]

### ○ 目的

検診により、自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進と適切な医療を確保する。

### ○ 内容

特定健診と同日実施の検診として、前立腺がん検診、肺がん検診、肝炎ウイルス検診を一連の流れの中で、行うことにより、受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努め、同時に、各種がんなど疾病に関する知識の普及啓発を行い、生活習慣病の予防に努める（乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診は、集団検診と共に施設検診を実施し、検診の受診機会の拡大を図る）。

若い年代から生活習慣病及び内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を予防していくために、市独自の健診として、18 歳から 39 歳を対象にヘルスアップ健診を実施する。

平成 25 年度から、子宮がん検診実施指針の改正や、乳がん検診内容の変更等を踏まえ、県内市町村の自己負担金との整合性を図るため、各種検診費用の 3 割として、検診を受ける市民の自己負担金の見直しを実施した。

平成 25 年度からの新規事業として、取手市歯科医師会の協力のもと、生活習慣病と密接な関わりのある歯科疾患に関する正しい知識の普及を図ると共に、歯科保健を含めた生活習慣病予防対策に努める。健康福祉まつり等を利用し、啓発していく。

検診名	実施時期	場所	検診予定者
骨粗鬆症検診	9/17	藤代保健センター	225 人
	9/18	福祉交流センター	
	9/19	保健センター	
乳がん検診(集団) ・乳房 X 線撮影 〈クーポン券検診含む〉 ・超音波検査	7/29~9/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 井野公民館	1,400 人
乳がん検診(施設) ・乳房 X 線撮影 〈クーポン券検診含む〉 ・超音波検査	6 月~1 月	取手医師会病院 JA とりで総合医療センター 牛尾病院	1,110 人



子宮がん検診(集団) 〈クーポン券検診含む〉	8/19～8/30	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 井野公民館	750人
子宮がん検診(施設)	4/1～ 2/28	委託医療機関	750人
子宮がん検診 (施設・クーポン券検診)	未定～2/28	委託医療機関	630人
胃がん検診	6/17～7/30 10/28 ～ 11/22	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	2,100人
大腸がん検診 〈クーポン券検診含む〉	6/17～7/30 10/28 ～ 11/22	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	一般2,500人 クーポン1,300人
前立腺がん検診	7/1～8/2 10/2～11/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	2,300人
	7月～12月	特定健診を実施する委託医療機関	
肺がん検診 喀痰検査	7/1～8/2 10/2～11/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	11,200人 250人
ヘルスアップ健診	7/1～8/2 10/2～11/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	530人
肝炎ウイルス検診 〈クーポン券検診含む〉	7/1～8/2 10/2～11/13	保健センター 藤代保健センター 福祉交流センター 各公民館等	一般1,000人 クーポン800人
	7月～12月	特定健診を実施する委託医療機関	

報償費 (事後指導講師謝礼)	120,000円
需用費	61,000円
委託料:骨粗鬆症検診	627,000円
委託料:乳がん検診	7,599,000円
委託料:胃がん検診	7,061,000円
委託料:子宮がん検診	12,264,000円
委託料:大腸がん検診	5,557,000円
委託料:肺がん検診	12,959,000円
委託料:喀痰検査	851,000円
委託料:健康診査	8,348,000円

委託料:前立腺がん検診	4,019,000 円
扶助費:子宮がん検診	20,000 円

[担当：保健センター] P.146

2401 精神保健事業に要する経費 800,000 円 (1,512,000 円)

[一財 800,000 円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を保健センターで月 1 回、心理相談員による相談を藤代保健センターで月 1 回実施する。また、年 1 回精神保健に関する講演会を行うことにより、広く市民に対し普及啓発活動を行う。

自殺予防対策として、年 6 回庁内における自殺予防対策会議を開催すると共に、市民に対し広報、ホームページなどにより、自殺予防に関する普及啓発を行い、自殺予防対策を推進していく。平成 24 年度を最後に、地域自殺対策緊急強化事業費補助金が終了となることから、自殺予防対策内容を検討し、平成 25 年度は、特に、ゲートキーパー養成の充実及び街頭キャンペーンに力を入れていく。ゲートキーパー養成講座は平成 23 年度から開始(市民の受講者 H23:61 名、H24:93 名)し、平成 24 年度には、今までの受講者に対する「フォローアップ研修」(30 名)を企画し、より確かな知識の普及を図ると共に、ロールプレイ等による実践的な内容を取り入れ実施した。また、笠間市・大子町と共に茨城県のモデル地区として当市も指定を受け、県主催のゲートキーパー養成・サポートネットワーク体制整備事業ワーキンググループに出席し、県全体のゲートキーパー養成システム構築に携わった実績を基に、当市のゲートキーパー養成講座に活かしていく。

報償費	医師謝礼	@25,000 円×12 月=300,000 円
	心理相談員	@15,000 円×12 月=180,000 円
	講演会講師謝礼	@21,000×1 回=21,000 円
	自殺予防サポーター養成講座講師謝礼	@80,000×2 日=160,000 円
研修旅費		4,000 円
需用費	消耗品費(白用紙・テキスト等)	125,000 円
役務費	通信運搬費	10,000 円

## 1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センター] P.146

2001 保健センター管理運営に要する経費 11,080,000 円 (12,515,000 円)

[その他 1,555,000 円 一財 9,525,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 1,000,000 円]

[諸収入:障害者福祉センターふじしろ光熱水費等使用料 555,000 円]

○ 目的

保健センター及び藤代保健センターで行う乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などのため、良好に施設の状態を保つよう維持管理を図る。

○ 内容

乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などを快適かつ円滑に行うため、良好な施設環境を保つための修繕、安心安全で衛生的な施設を維持するために電気保安業務や空調機点検、清掃管理業務等を実施する。主な修繕内容としては、藤代保健センター外構修繕を実施する。藤代保健センターの周囲のフェンスに腐食が見られ、土台との固定が不安定になっている状態のため、全面撤去し新設する。

需用費

消耗品費（トイレトーパー、蛍光管、印刷機インク等）	1,055,000 円
燃料費（藤代保健センターLP ガス）	468,000 円
光熱水費（電気、水道、取手ガス）	3,981,000 円
修繕料（うち、藤代保健センター外構修繕 1,155,000 円）	1,455,000 円
役務費（電話料等）	769,000 円
委託料（警備、自動ドア点検、害虫駆除等）	2,714,000 円
使用料及び賃借料（下水道、印刷機、コピー等）	373,000 円
備品購入費（ファクシミリ）	265,000 円

**1 保健衛生費      6 環境衛生費**

[担当：環境対策課] P. 148

**1101 取手市環境審議会に要する経費 121,000 円（121,000 円）**

[一財 121,000 円]

○ 目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

○ 内容

審議会は、次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項。
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項。

[担当：環境対策課] P. 148

**2101 犬猫対策に要する経費 2,266,000 円（2,809,000 円）**

[その他 2,266,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料：犬登録手数料                      (交 付)    @2,000× 460 件 = 920,000 円  
(再交付)    @1,000× 20 件 = 20,000 円]

[手数料:注射済票交付手数料 (交 付) @400 ×5,000 件 = 2,000,000 円  
(再交付) @200 × 5 件 = 1,000 円  
注射済票交付手数料の内 675,000 円は一般職人件費へ充当]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

○ 内容

- ・犬の登録及び鑑札の交付、手数料徴収事務。
- ・狂犬病予防注射(集合注射)の実施、注射済票の交付・手数料徴収事務。
- ・不幸にも路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。
- ・犬の登録、狂犬病予防、ペットの飼い方等について広報、啓発を行う。

[担当：環境対策課] P. 148

2201 公衆トイレ管理に要する経費 7,179,000 円 (7,067,000 円)

[一財 7,179,000 円]

○ 目的

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを清潔に保ち、常に衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

○ 内容

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを毎日(1月1日は除く)清掃する。また、機器保守点検(取手駅西口公衆トイレ)及び機械警備(藤代駅南口公衆トイレ)を実施する。

[担当：環境対策課] P. 149

2301 雑草除去に要する経費 2,985,000 円 (2,712,000 円)

[その他 2,985,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:草刈受託収入 3,000,000 円の内 15,000 円は環境保全事務に要する経費へ充当]

○ 目的

空き地が雑草等により不良な状態とならないようにし、安全で清潔な生活環境を保持する。

○ 内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当：環境対策課] P. 149

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 61,438,000 円 (61,891,000 円)

[その他 60,470,000 円 一財 968,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:取手市外 2 市火葬場組合事務費 28,200,000 円]

[諸収入:火葬場周辺整備事業費 32,270,610 円]

○ 目的

取手市外 2 市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。

火葬場組合負担金

(単位:千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	前年比
取手市	13,677	47,761	61,438	△453
守谷市	13,677	27,666	41,343	187
つくばみらい市	13,677	20,315	33,992	244
計	41,031	95,742	136,773	△22

[担当:環境対策課] P. 150

3001 環境基本計画推進に要する経費 904,000 円 (836,000 円)

[一財 904,000 円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進する。

○ 内容

環境基本計画に基づき、地域の環境を保全するための施策を推進し、その進捗状況や取組による効果を検証し、必要によって見直しの検討を行う。

具体的には、地球温暖化防止のための啓発活動を強化し、また環境の保全及び創造の観点から、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」への参加、取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金等を交付する。

・取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会に対する補助金交付予定額 350,000 円

[担当:環境対策課] P. 150

3501 レジ袋削減の推進に要する経費 101,000 円 (101,000 円)

[一財 101,000 円]

○ 目的

地球温暖化防止とごみ減量のため、事業者、市民団体とともに地域のスーパーなどでレジ袋の削減を推進する。

○ 内容

レジ袋の削減については、ごみの発生を減らし、ひいては地球温暖化の防止につながる取組のひとつとして推進してきた。これまではマイバッグの普及運動という形で行われてきたが、最近では、市・事業者・市民団体の三者の協定にもとづき、スーパーなどの事業者がレジ袋の無料配布を止めて有料化することによって削減する動きが広がっており、効果を上げている。

本市においては、平成 21 年 6 月に市民団体による「レジ袋削減推進取手市民の会」が結

成され、市と協働でこの取組を推進している。

具体的にはレジ袋削減の実施に当たり、市民の会とともに市内各所においてPR活動を行うなど、広く市民・消費者に周知を図るため啓発活動を実施する。

**[担当：環境対策課] P. 150**

**3601 緑のカーテン推進に要する経費 289,000円(289,000円)**

[一財 289,000円]

○ 目的

夏季の冷房に使用するエネルギーを減らし、二酸化炭素の排出削減につなげて地球温暖化防止に役立てるため、緑のカーテンの推進を図る。

○ 内容

緑のカーテンは、建物の南側にネットを張り、つる性の植物を這わせて日射しを遮ることにより、室内の温度を下げる。

緑のカーテンを公共施設（保健センター、福祉交流センター、ふじしろ図書館、こども発達センターなど）で率先的に実施し、一般家庭への普及を図る。また、広報誌でのPRや緑のカーテンコンテストを実施する。

## 1 保健衛生費 7 公害対策費

**[担当：環境対策課] P. 151**

**2001 公害対策事業に要する経費 4,914,000円(5,625,000円)**

[その他 140,000円 一財 4,774,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料:土砂等による土地の埋立て等に係る特定事業許可申請手数料 140,000円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業所に指導を行う。

○ 内容

(1)水質汚濁防止対策

①発生源の規制及び指導

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、規制対象工場・事業所の立入調査(県との合同立入調査含む)を実施し、排水基準等に関する指導を行う。

②公共用水域の水質観測

市内河川(相野谷川、北浦川、西浦川)及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

③古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

④井戸水検査

市内一般家庭を、各地区から数箇所選定して有害物質の検査を行い、地下水の汚染状

況を把握する。

⑤産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2)大気汚染防止対策

①発生源の規制及び指導

大気汚染防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設を有する工場・事業所について県と合同立入調査を実施し、排出基準を遵守するよう指導する。

②光化学スモッグ対策

光化学スモッグ対策要綱に基づき、光化学スモッグ予報、注意報が発令された場合、光化学スモッグ緊急時連絡体制により関係機関等に通報し、被害の未然防止に努める。

(3)騒音・振動防止対策

①発生源の規制及び指導

騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届出を義務付け、騒音・振動発生源の内容を審査し、騒音・振動公害の未然防止に努める。

②環境騒音の測定

一般地域における環境基準との適合状況について把握するため、市内 9 地点において 24 時間測定を実施する。

③自動車騒音の常時監視（平成 24 年 4 月から県から権限移譲された）

環境省の処理基準により、騒音測定、交通量調査、沿道条件調査を行い、騒音レベルの推計（面的評価）を行い、結果を環境省に報告する

(4)悪臭・地盤沈下防止対策

悪臭については、市全体が悪臭防止法の規制地域として指定を受けており、茨城県生活環境の保全等に関する条例と併せて規制を行う。

地盤沈下については、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び取手市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等の届出を実施させ、被害の未然防止に努める。

**【担当：放射能対策課】 P.151**

**2501 放射能対策に要する経費 1,882,668,000 円（0 円）**

[国・県 1,875,368,000 円 その他 29,000 円 一財 7,271,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 1,874,468,000 円]

[国補：消費者行政活性化基金事業費補助金 900,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 29,000 円]

○ 目的

放射性物質汚染対処特別措置法により策定した取手市除染実施計画に基づき、市内の各施設並びに道路・民有地等の除染対策を平成 24 年度、平成 25 年度の二ヶ年で実施する。

また、小・中学校・保育所（園）の給食食材及び市民持込み食材の放射能検査を実施し、食の安全性確保に取り組む。

○ 内容

《除染対策》

公園の除染工事及び民有地等の詳細調査・除染作業を実施する。

また、除染完了施設の除染後モニタリング業務を実施する。

- ・放射能除染工事 1,159,880,000 円
- ・民有地放射能除染作業委託料 252,000,000 円
- ・民有地放射能除染調査業務委託料 304,500,000 円
- ・除染実施後モニタリング業務委託料 36,761,000 円
- ・放射能除染工事監理業務委託料 118,304,000 円
- ・除染関係自動車借上料 1,150,000 円

《放射能食材検査》

小・中学校、保育所（園）における給食食材検査、給食完成品検査及び市民持込み食材の放射能検査を実施する。

- ・給食食材検査関係公用車リース料 234,000 円
- ・放射性物質検査機器校正手数料 900,000 円
- ・食材検査員報酬（一般職非常勤報酬）1,691,000 円
- ・食材検査員賃金 4,135,000 円

## 2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.153

2001 清掃事業に要する経費 9,670,000 円（11,870,000 円）

[その他 268,000 円 一財 9,402,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料：生活雑排水汲取手数料 @2,800×8 台×12 ヶ月=268,800 円]

○ 目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

○ 内容

- ・地区清掃により発生した、汚泥が入った土のう袋や草木を収集し処分を行う。
- ・生活雑排水を浸透櫛で処理している家庭のうち、浸透櫛で処理しきれない雑排水の汲み取りを行う（汲取り戸数 8 戸）。また、小堀地区にある雑排水の沈殿槽について、定期的に清掃を実施する（5 年に 1 回）。

[担当：環境対策課] P.154

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 590,000 円（458,000 円）

[一財 590,000 円]

○ 目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決により、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

○ 内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び廃棄物減量等推進員と連携を取り、市内の不法投棄の監視、早期発見を行うとともに、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動



を行う。

[担当：環境対策課] P. 154

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 15,982,000円 (15,711,000円)

[国・県 10,922,000円 その他 56,000円 一財 5,004,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金  $15,033,000 \times 1/3 = 5,011,000$ 円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金  $15,033,000 \times 1/3 = 5,011,000$ 円]

[県補：単独処理浄化槽撤去費補助金  $90,000 \text{円} \times 10 \text{基} = 900,000$ 円]

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 56,000円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を促進する。

○ 内容

対象区域：次の区域を除く区域

1. 公共下水道事業認可区域

2. 農業集落排水施設の処理区域及び処理計画区域

国県補助金分

5人槽相当  $294,000 \text{円} \times 29 \text{基} = 8,526,000$ 円

7人槽相当  $342,000 \text{円} \times 15 \text{基} = 5,130,000$ 円

10人槽相当  $459,000 \text{円} \times 3 \text{基} = 1,377,000$ 円

単独撤去分  $90,000 \text{円} \times 10 \text{基} = 900,000$ 円

計 57基 15,933,000円

## 2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P. 154

2001 じん芥収集に要する経費 337,238,000円 (319,814,000円)

[その他 16,712,000円 一財 320,526,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 77,000円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 6,726,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000円]

[諸収入：資源物売却代 9,898,000円]

(1) じん芥収集運搬委託料 332,093,790円

○ 目的

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を実施することにより、市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を、業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、さらなるごみの減量化を図る。

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ		資源物									
			乾電池・体温計	蛍光管	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他の色ビン	新聞紙	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	古着	容器包装

[担当：環境対策課] P. 155

2101 ごみ処理事務に要する経費 6,855,000円(6,471,000円)

[その他 5,024,000円 一財 1,831,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 5,024,000円]

○ 目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進し清潔で快適な生活環境を保持する。また各団体と連絡調整や連携を図りながらごみ処理に関する情報の交換や、将来の方向性を協議する。

○ 内容

- ・ごみの発生抑制・再使用・再生について、市民に理解を求めため、広報等により啓発し循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの受付事務に臨時職員を採用し迅速に対応する。
- ・関係機関との連絡調整や茨城県清掃協議会の活動を行う。

## 2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P. 156

2001 ごみ減量推進に関する経費 10,561,000円(10,601,000円)

[一財 10,561,000円]

○ 目的

ごみの減量化の推進、資源の有効利用など、リサイクルに関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯1基まで限度額20,000円を交付する。

資源回収助成金は、地区の自治会や子供会、PTA等の自主団体が回収した資源物については1kg当たり4円、その資源回収団体から資源回収業者が回収した資源物については1kg当たり1円の助成金を交付する。

## 2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P. 157

2001 し尿処理事業事務に要する経費 43,079,000円 (47,162,000円)

[その他 19,584,000円 一財 23,495,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 19,584,000円]

### ○ 目的

市域内の清潔な生活環境を保全する。

### ○ 内容

市内の汲取り式トイレのし尿汲取りを定期的を実施する。また、世帯の希望や災害時などの必要に応じて、臨時の汲取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

《汲取実施戸数及び人数の見込み》

・定額制 1,400人 ・特別加算 350戸 ・従量制 8,100本

[担当：環境対策課] P. 157

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 157,214,000円 (198,638,000円)

[一財 157,214,000円]

### ○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

### ○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

建設費分 33,604,000円

一般経費分 123,610,000円

### 分 担 金 表

(単位：千円)

No	市町村名	建設費分	一般経費分	平成25年度 分 担 金	全体比 (%)	平成24年度 分 担 金	比 較
1	龍ヶ崎市	17,588	74,473	92,061	17.15	115,194	△23,133
2	牛久市	11,438	39,711	51,149	9.53	65,210	△14,061
3	取手市	33,604	123,610	157,214	29.28	198,638	△41,424
4	利根町	3,475	15,023	18,498	3.45	22,178	△3,680
5	河内町	6,030	20,372	26,402	4.92	36,093	△9,691
6	稲敷市	25,442	71,159	96,601	17.99	125,862	△29,261
7	美浦村	8,813	26,257	35,070	6.53	43,496	△8,426
8	阿見町	12,321	47,525	59,846	11.15	73,435	△13,589
	計	118,711	418,130	536,841	100.00	680,106	△143,265